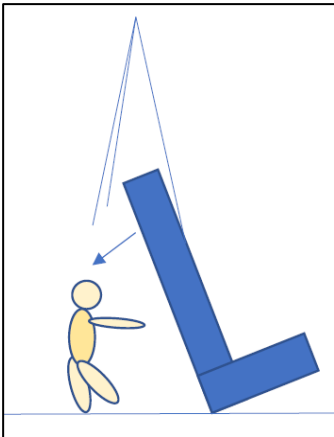


死亡労働災害速報（2020. 12）

（建災防宮城県支部）

移動式クレーンでの荷受け作業中、 コンクリート擁壁の下敷きになり死亡			
発生年月	令和2年12月26日 午後4時20分頃		
業種	土木工事業	事業場規模	不明
事故の型	激突され	起因物	荷
発生状況	<p>26日午後4時20分頃、山元町の道路の拡張工事現場で、トラックから重さ約4トンのL字型のコンクリート擁壁を降ろしていたところ、当該擁壁が倒れ、59歳の作業員が下敷きになり、死亡した。</p> <p>移動式クレーンで擁壁を降ろし、再びクレーンを動かしたところ突然擁壁が倒れたということで、3つある玉掛ワイヤーロープのうち1つが完全に外れていなかったものとみられる。（マスコミ報道より）</p>		
類似災害防止対策	<p>〔現在、関係機関で調査中のため、災害特有の一般的対策を列挙します。〕 指差呼称等による安全確認の励行等一つひとつの作業を確実・丁寧にを行うよう再徹底願います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 玉掛け作業を含む荷の運搬作業の安全確保に十分配慮した作業標準を定めて、関係労働者に周知すること。 2. 移動式クレーンを用いて作業する場合は、荷や現場の状況を勘案した作業の方法、作業者の配置及び指揮系統等の作業計画を作成し、周知すること。特に、L字ブロック等転倒の可能性がある荷については、支柱の設置等当該リスクを勘案した作業計画を検討すること。 3. 資格を有する移動式クレーンの運転者、玉掛け者、一定の教育を行った合図者、玉掛け補助者等を配置し、当該作業に従事する労働者の中から、「玉掛け作業責任者」を指名し、作業計画に基づき作業を指揮させること。 4. 合図の方法等を統一し、関係作業員に周知しておくこと。 5. 合図者は、クレーン等運転者及び玉掛け者を視認できる場所に位置し、クレーン等運転者に合図する際は、関係労働者の退避状況を確認すること。 6. 玉掛作業者は、荷受けを行う際は、吊荷の着地場所を確認し、作業計画で指示された場合は、まくら・支柱等荷の安定措置を講じること。玉掛用具の取り外しは、着地した吊荷の安定を確認した上で行うこと。また、クレーンの巻上時には、合図の前に、特に死角となる箇所の玉掛用具の状況を再確認すること。 7. 玉掛作業の「3・3・3運動（3m離れて、地切り30cm高さで、3秒静止して荷の状態を確認）」を励行して、安全を確認しながら作業を行うこと。 <div style="text-align: right;">  <p>災害イメージ：実際の災害発生状況とは異なる場合があります。</p> </div>		